

山梨県看護協会における新型コロナウイルス感染予防対策

【研修】

1. 研修受講者への対応

1) 研修開始前

(1) 山梨県看護協会の判断による研修開催方法変更について

①山梨県看護協会長は、国内発生状況、職員・研修生等感染状況に基づき研修等開催の可否・方法を判断する。短期研修（1日のみ）については、研修開催3日前までに決定する。

②中止の場合には、各担当部署より、受講者に連絡する。

(2) 受講者の体調による受講見合わせ

①新型コロナウイルス感染症と診断されている。

②研修当日から2日間をさかのぼり、発熱、咳や鼻水、倦怠感、息苦しさ、嗅覚・味覚障害などの症状がある場合、参加の有無については所属施設の指示に従う。

2) 研修当日

(1) 研修受付

①受講者が不織布マスクを着用しているか、確認する。

②受講者に机上に用紙されている「入館確認書」（資料1）に、必要事項を記入後、研修開始前に所定の場所に提出するよう指示する。

③研修担当者は、研修開始までに提出された「入館確認書」を確認する。

発熱、体調不良などにチェックがある場合は問診を行う。

④問診内容は「入館確認書」に記載する。「入館確認書」は研修関係書類と共に保管する。

保管期限は1ヶ月とする。

⑤受講者による出席簿へのサインは不要とし、「入館確認書」の提出をもって出席とする。

(2) 研修当日の山梨県看護協会が行う感染対策

《職員》

①職員は入館後、不織布マスクを着用し、手洗い、手指消毒を励行する。

②体調管理に留意し、発熱等の症状がある場合は、上司に連絡し出勤を見合わせる。

《館内・研修室の環境整備》

①山梨県看護協会の出入口には手指消毒を設置する。

②3密を避け、各研修室の収容人数は原則以下の通りとする。

大研修室：50～100名

中研修室：25～30名

小研修室：10～15名

③研修室座席の配置：受講者同士の間隔は、最低1mを確保する。

④机はスクール形式で配列する。

演習やディスカッションが必要な場合は、互いに不織布マスクを着用して、対面を避けた位置とし、可能な限り短時間で行い、ソーシャルディスタンスを保つ。

⑤講師と受講者との間隔は、最低1mを確保する。距離が保てない場合は、不織布マスク着用する。

⑥適度な間隔で休憩を入れ、密集・密接状態が長時間続かないよう講師と調整する。

⑦グループワーク終了後机を元に戻し、洗剤（界面活性剤）を使用し消毒する。

⑧講師ごとにPC周辺およびマイクを消毒用アルコール入りクロスで清掃する。

《昼食とごみの廃棄》

①館内で食事する場合は研修室内での摂取とする。自身の指定座席で、正面を向いて黙食とし、会話の際は不織布マスクを着用する。

②昼食ごみは各自で持ち帰る。

《トイレ・洗面所の利用》

①3密にならないよう2階トイレ・洗面所、3階トイレ・洗面所を分散して利用するよう案内する。

また、中研修室、小研修室も研修で使用していない場合は、歯磨き用に洗面台を開放する。

②便座クリーナー、液体せっけん、ペーパータオルの適宜補充を行う。

③昼食後の洗面所の利用や講義の間の小休憩では、順番待ちが予測されるので、その場合は、最低1mの間隔を空ける。状況によっては、受講番号等で、利用時間の案内を行う。

《リフレッシュルームの利用》

①図書、PC、コピー機を使用する前に、設置してある消毒用アルコールで手指消毒を実施する。

②飲食は禁止とする。

《清掃》

①受講者が退出した時点で、使用した机・椅子・ドアノブ、スイッチ等、手の触れた部分の掃除は、洗剤（界面活性剤）を使用して行う。その際、洗剤はクロスに含ませて使用し、直接机等に吹きかけない。

②ハンドマイクは、消毒用アルコールをクロスに染み込ませて拭く。

《書籍販売》

①館内の書籍販売は必要最低限とし、販売業者は不織布マスクを着用する。

②売り場面積を広げる、時間を区切るなどして3密にならないよう注意する。

2. 講師への対応

1) 研修開催前

(1) 講義見合わせを要請する際の要件 (資料4参照)

①新型コロナウイルス感染症と診断されている。

- ②研修当日から2日間をさかのぼり、発熱、咳や鼻水、倦怠感、息苦しさ、嗅覚・味覚障害などの症状がある場合は、原則来館による講義を見合わせとする。
- ③見合わせの場合、代替え講師への調整、または研修中止の判断を行う。

(2) 代替え講師またはWeb研修とする場合

- ①予定講師が来館できない場合は、代替え講師の調整を行う。
- ②本協会が活用可能な範囲でWeb研修とする。

2) 研修当日の対応

『講義中』

- ①講師と受講者間の距離は1mを空ける。
- ②距離が保てない場合は、不織布マスク着用する。
- ③適度な間隔で休憩を入れ、密集・密接状態が長時間続かないように依頼する。

3. 研修終了後2日以内における受講者・講師の感染確定時の対応

1) 受講者・講師への事前依頼

研修終了後に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、本人が山梨県看護協会の事業担当者へ連絡するよう依頼する。

2) 山梨県看護協会の対応

◆受講者・講師からの連絡

研修終了後、2日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、山梨県看護協会へ以下の内容を報告する。

『報告手段』

電話、メール

『報告事項』

- | | | |
|-------------------------|-----------|--------|
| ・研修名と日時 | ・座席番号と氏名 | ・所属施設 |
| ・症状出現日 | ・所属施設への報告 | ・緊急連絡先 |
| ・研修時の体調、不織布マスク装着状況や行動内容 | | |



◆山梨県看護協会職員の対応

以下を実施する。

- ①山梨県看護協会会長が専務理事、事務局長、各部長を召集、今後の研修開催の可否を判断する。
- ②該当研修における講師・受講者への情報提供



◆受講者・講師・関係者全員に連絡

該当者全員に電話・メールで連絡する。

《連絡内容》

「日時・研修名」で、研修後に新型コロナウイルス感染症と診断された受講者の発生を伝え、下記の内容を確認する。

《確認・指示事項》

- ・有熱等の症状
- ・行動範囲
- ・症状により受診を推奨する
- ・所属施設への連絡
- ・自宅待機等になった場合は、感染拡大防止に協力を得る

*受講者・講師の発熱に対する山梨県看護協会の取り決めについて

入館時の体温測定で発熱が見られた場合は、平熱値や健康状態を確認の上、受講の可否について判断する。

【委員会】

1. 委員への対応

1) 委員会開始前

(1) 山梨県看護協会の判断による委員会開催方法の変更について

- ①委員会事務局の判断にて、参集開催が難しい場合は、オンライン開催等への変更を行う。

(2) 委員自身の都合における出席取り止めについて

- ①委員会当日から2日間をさかのぼり、発熱、咳や鼻水、倦怠感、息苦しさ、嗅覚・味覚障害などの症状がある場合、参加の有無については所属施設の指示に従う。

2) 委員会当日

- ①委員は準備された「体調チェック表」(資料5)に当日の健康状態・体温を記載する。
- ②委員会担当者は委員会開始前までに「体調チェック表」を確認する。

*他については、【研修】の取り決めに準ずる。

資料1 入館確認書（研修・来館者用）
入館確認書（相談者用）

資料2 大研修室座席表

資料3 中研修室座席

資料4 講師依頼文

資料5 体調チェック表（委員会用）

令和2年7月 1日 作成
7月 6日 改定
7月 16日 改定
8月 31日 改定
令和3年5月 20日 改定
令和4年6月 21日 改定
令和4年7月 4日 改定
令和5年1月 6日 改定
令和5年5月 8日 改定

令和5年度 入館確認書（研修・来館者用）

座席番号 番

入館日：令和 年 月 日

研修名・来館目的：

◆本日の体調について下記にご記入、又は該当する項目に○を付けてください。

体温（ ℃ ） *1階玄関ホールで測定した値を記入してください

自覚症状の有無 有 ・ 無

*自覚症状が「有」の場合、該当する症状に○をつけて下さい

咳 ・ 鼻水 ・ 咽頭痛 ・ 味覚、嗅覚の異常 ・ その他

*上記以外に気になる症状、又は特記すべき内容がある場合は、具体的にお書き下さい。

例：喘息の持病があり、咳症状がある 花粉症（アレルギー）で鼻水、咳症状がある等



◆研修・来館後、2日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、山梨県看護協会まで必ずご連絡ください。

◆「入館確認書」の提出確認により、受付及び出席確認とします。

◆「入館確認書」は、個人情報保護法及び規定に基づき、個人情報の取得・利用を適切に行います。クラスター発生後の連絡等に使用し、目的以外には使用いたしません。また、一定期間保管後、破棄します。

所属施設名：

サイン：

令和5年度 入館確認書（相談者用）

入館日：令和 年 月 日 来所時間：：

来館目的：

◆本日の体調について下記にご記入、又は該当する項目に○を付けてください。

体温（ ℃ ） *1階玄関ホールで測定した値を記入してください

自覚症状の有無 有 ・ 無

*自覚症状が「有」の場合、該当する症状に○をつけて下さい

咳 ・ 鼻水 ・ 咽頭痛 ・ 味覚、嗅覚の異常 ・ その他

*上記以外に気になる症状、又は特記すべき内容がある場合は、具体的にお書き下さい。

例：喘息の持病があり、咳症状がある 花粉症（アレルギー）で鼻水、咳症状がある等



◆来館日から2日以内に新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、山梨県看護協会まで必ずご連絡ください。

◆「入館確認書」は、個人情報保護法及び規定に基づき、個人情報の取得・利用を適切に行います。クラスター発生後の連絡等に使用し、目的以外には使用いたしません。また、一定期間保管後、破棄します。

連絡先電話番号：

サイン：

大研修室設営図

3人掛けの机に番号がつけてあります。

右側寄りか左側寄りに着席し、真ん中を空け、研修生同士のソーシャルディスタンスを確保しています。

あらかじめ資料を配布し、着席していただきます。指定席とすることも可能です。

スクリーン

講師演台

窓は開放

1 2

3 4

5 6

7 8

9 10

11 12

13 14

15 16

17 18

19 20

21 22

23 24

25 26

27 28

29 30

31 32

33 34

35 36

37 38

39 40

41 42

43 44

45 46

47 48

49 50

51 52

53 54

55 56

57 58

59 60

61 62

63 64

65 66

67 68

69 70

71 72

73 74

75 76

77 78

79 80

窓は開放

81 82

83 84

85 86

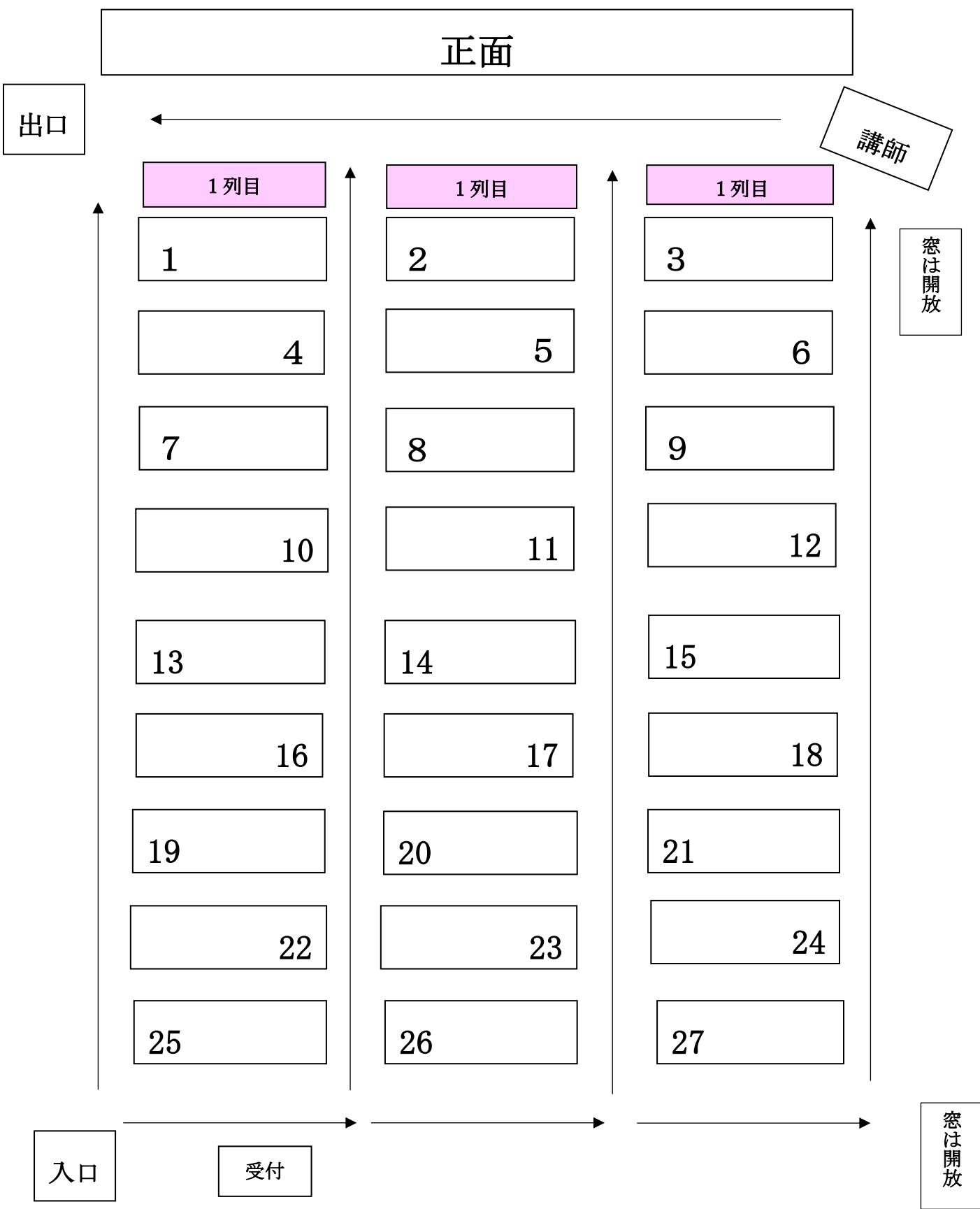
87 88

89 90

受付

窓は開放

中研修室



令和（　）年度委員会用体調確認表

委員会名：【

委員会】

氏名：

月	症状 月	体温 °C	咳	鼻水	咽頭痛	味覚・嗅覚 異常	備考
6月							
7月							
8月							
9月							
10月							
11月							
12月							
1月							
2月							
3月							
4月							
5月							

* 体温は1階玄関ホールで測定した数値を記入してください。

* 症状は 有：+ 無：- で記載してください。